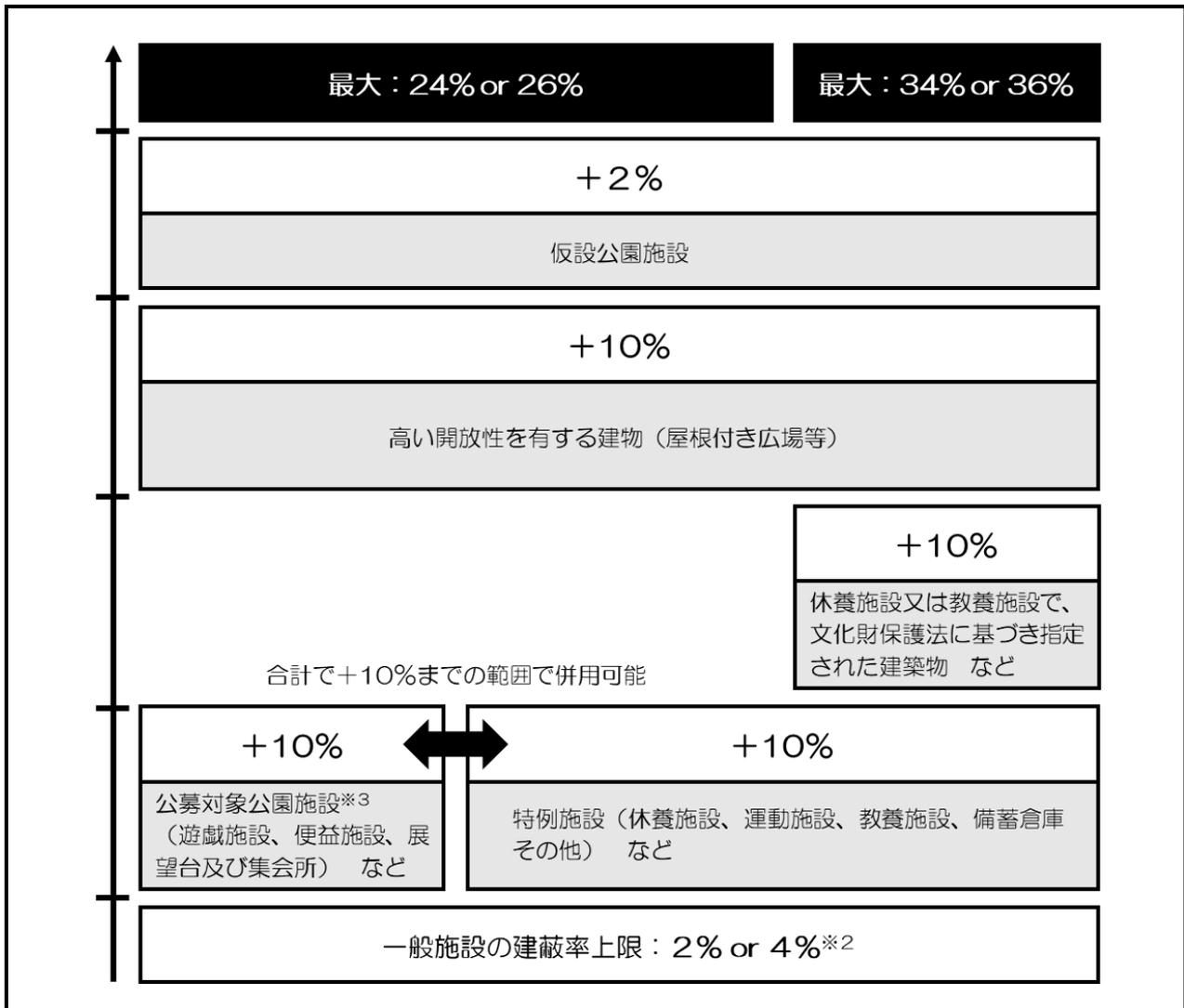


都市公園における建蔽率の上限について

1 建蔽率の上限の考え方

都市公園法令及び大阪市公園条例により、図－1 に示すとおり建蔽率の上限が定められています。



図－1 建蔽率の上限に関する模式図^{※1}

※1 「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国土交通省）」を参考に作成。

URL：<http://www.mlit.go.jp/common/001197545.pdf>

※2 次に該当する公園の建蔽率の上限は4%となります。

- ・敷地面積が0.25haを超える街区公園・近隣公園・地区公園及び緑道
- ・水辺の賑わいの創出又は集客及び観光に寄与する都市公園（中之島公園、桜之宮公園、大阪城公園及び天王寺公園。令和元年4月からは鶴見緑地も追加）

※3 公募設置管理制度（Park-PFI 制度）において、公園利用者の利便性向上に資する公園施設として設置するものを指します。

2 調査対象公園における建蔽率の上限

次表をご参照ください。なお、記載の数値等は実際とは異なる場合があります。

No.	都市計画 公園名称	都市公園 名称	公園種別	開設面積	施設種別	建蔽率の 上限	新たに建築 可能な面積
1	中之島公園	中之島公園	風致公園	91,714 m ²	一般施設	4%	約 2,900 m ²
					特例施設	+10% ^{※5}	+約 7,600 m ² ^{※5}
		堂島公園	街区公園	2,798 m ²	一般施設	4%	約 100 m ²
					特例施設	+10%	+約 200 m ²
		西天満 若松浜公園	街区公園	770 m ²	一般施設	2%	約 10 m ²
					特例施設	+10%	+約 70 m ²
		中之島緑道	緑道	4,416 m ²	一般施設	4%	約 100 m ²
					特例施設	+10%	+約 400 m ²
天満橋緑道	緑道	6,235 m ²	一般施設	4%	約 200 m ²		
			特例施設	+10%	+約 600 m ²		
2	扇町公園	地区公園	73,195 m ²	一般施設	4%	約 1,500 m ²	
				特例施設	+10%	+約 4,500 m ²	
3	毛馬桜之宮 公園	桜之宮公園	総合公園	237,236 m ²	一般施設	4%	約 7,500 m ²
					特例施設	+10% ^{※5}	+約 22,900 m ² ^{※5}
		毛馬公園	地区公園	65,884 m ²	一般施設	4%	約 2,600 m ²
					特例施設	+10%	+約 6,500 m ²
		南天満公園	近隣公園	21,271 m ²	一般施設	4%	約 700 m ²
					特例施設	+10%	+約 2,100 m ²
蕪村公園	近隣公園	9,982 m ²	一般施設	4%	約 300 m ²		
			特例施設	+10%	+約 900 m ²		
4	鞆公園	総合公園	96,723 m ²	一般施設	2%	約 1,000 m ²	
				特例施設	+10%	+約 4,600 m ²	
5	千島公園	総合公園	111,970 m ²	一般施設	2%	約 1,700 m ²	
				特例施設	+10%	+約 8,200 m ²	
6	中島公園	総合公園	130,135 m ²	一般施設	2%	約 2,400 m ²	
				特例施設	+10%	+約 13,000 m ²	
7	十三公園	地区公園	27,979 m ²	一般施設	4%	約 400 m ²	
				特例施設	+10%	+約 2,700 m ²	

No.	都市計画 公園名称	都市公園 名称	公園種別	開設面積	施設種別	建蔽率の 上限	新たに建築 可能な面積
8	城北公園	城北公園	総合公園	95,207 m ²	一般施設	2%	約 300 m ²
					特例施設	+10%	+約 9,300 m ²
		城北緑道	緑道	8,263 m ²	一般施設	4%	約 300 m ²
					特例施設	+10%	+約 800 m ²
9	南港中央公園	総合公園	208,820 m ²	一般施設	2%	約 3,900 m ²	
				特例施設	+10%	+約 17,300 m ²	
10	真田山公園	地区公園	54,119 m ²	一般施設	4%	約 1,300 m ²	
				特例施設	+10%	+約 100 m ²	
11	正蓮寺川公園	都市緑地	35,993 m ²	一般施設	2%	約 700 m ²	
				特例施設	+10%	+約 3,500 m ²	

※5 中之島公園の「中央公会堂」、「大阪府立中之島図書館」及び毛馬桜之宮公園の「泉布観」は国指定の重要文化財であるため、図-1の「休養施設又は教養施設で、文化財保護法に基づき指定された建築物」に該当します。